

平成 27 年 第 6 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 6 月 24 日 (水) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
15 番 友利 一彦	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

5 番 山城 学 16 番 金城 勲

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 国吉 孝

【議事録署名人】

18 番 大本 秀子 21 番 金城 早苗

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 28 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
- 日程第 5 議案第 29 号 農地法第 5 条買受適格証明願いについて
- 日程第 6 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画
について

平成 27 年 第 6 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成 27 年第 6 回の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、5 番山城学委員、16 番金城勲委員から欠席の連絡がありました。しかし、過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。昨日は慰霊の日というという事で、祈りの日だったと思います。また日々、猛烈な暑さですが体調管理に気をつけて頑張ってもらいたいと思います。それでは平成 27 年第 6 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 18 番大本秀子委員、21 番金城早苗委員です。次回調査委員が 7 番新垣芳隆委員、8 番玉城信榮委員、9 番徳元加栄委員となっています。よろしく申し上げます。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第 1 議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(7 件)</p> <p>日程第 2 議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(2 件)</p> <p>日程第 3 議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(3 件)</p> <p>日程第 4 議案第 28 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(2 件)</p> <p>日程第 5 議案第 29 号 農地法第 5 条買受適格証明願いについて(1 件)</p> <p>日程第 6 議案第 30 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(8 件)</p> <p>となっています。</p>
会長	<p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 25 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 7 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は座波の 2 筆で、売買による所有権移転であります。2 番は摩文仁の 1 筆で、売買による所有権移転であります。3 番は大里の 1 筆で、贈与による所有権移転であります。4 番は阿波根の 1 筆で、交換による所有権移転であります。5 番は阿波根の 1 筆で、交換による所有権移転であります。</p>

	<p>4・5番は関連しております。次に3ページお開き下さい。6番は米須の1筆で、売買による所有権移転であります。7番は米須の1筆で、3年間の使用貸借権の設定であります。6番と7番は関連しております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>4番と5番について、土地交換とありますが、お互いの条件が合えば交換出来るのですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りであります。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第25号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について2件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、5ページをお開き下さい。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。1番は名城の1筆で、農地区分は第2種農地で、専用通路への転用であります。2番は阿波根の2筆で、農地区分は第2種農地で、駐車場への転用となっております。以上です。</p>

会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回の調査は、委員3名で調査して参りました。では、航空写真の6ページをご覧ください。自宅の専用通路として追加申請されておりますが、問題ないものと判断しました。次に7ページご覧ください。アパート駐車場の追加申請ですが、申請地の後ろ側は崖のような急傾斜地で農地には厳しいところがあります。そのため、問題はないものと3人の意見は一致しました。以上です。
会長	はい。それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	専用通路と隣接する住宅の持ち主は同じですか。
事務局	はい、その通りです。
会長	他にございませんか。
委員	備考欄に、自己負担額と借入額が載せてありますが、なぜですか。
事務局	申請に係る資金計画の内訳として、参考のために載せています。
会長	他にございませんか。
委員	異議なし
会長	それでは、議案第26号について議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 27 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 9 ページお開き下さい。1 番は真壁の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。申請は一般住宅で、売買による所有権移転であります。2 番は喜屋武の 1 筆で、農用地であります。人参の集出荷貯蔵施設で、売買による所有権移転であります。3 番は武富の 1 筆で、第 3 種農地であります。申請は老人ホームで、売買による所有権移転であります。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	10 ページお開きください。周りは住宅地に囲まれ道で切れた緩和地域ということで問題ないと考えます。次に 11 ページお開き下さい。隣接したハウスの管理棟側にも同様の集出荷場があり問題ないものと判断しました。次に 12 ページお開き下さい。第 3 種農地に老人ホームを作るとのことで、特に問題はないと判断しました。以上です。
会長	それでは、ご意見等ございませんか。
委員	異議なし
会長	それでは議案第 27 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	次に、日程第 4 議案第 28 号農地移動適正化あつせん事業のあつせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。それでは、13 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p>議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしく申し上げます。
委員	特になし。
会長	それでは、議案 28 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 5 議案第 29 号農地法第 5 条買受適格証明願について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>では、16 ページをお開きください。農地法第 5 条買受適格証明願についてご説明いたします。潮平の 3 筆であります。登記は「田」であります。土地所有者が転用の手続きをせず、有料駐車場として使用しております。そのため、裁判所の競売に係る買受適格証明願が出されております。</p> <p>以上であります。</p>
会長	それでは皆さんのご意見ご質問をよろしく申し上げます。
委員	異議なし
会長	それでは議案第 29 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	次に議案第 30 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 19 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>27-20 は東里と喜屋武の 2 筆で、10 年間の使用貸借権の設定です。露地野菜の新規就農であります。27-21 は喜屋武の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。人参の新規就農です。27-22 は与座の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。サトウキビの規模拡大です。27-23 は宇江城の 1 筆で、3 年間の賃借権の設定であります。27-24 は阿波根の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定です。27-25 は阿波根の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定です。レタスの規模拡大であります。27-26 は照屋の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。モリンガ栽培の規模拡大であります。27-27 と 27-28 は阿波根の 1 筆で、4 年間の賃借権の設定です。さとうきびの規模拡大であります。以上です。</p>
会長	それでは、皆様のご意見等よろしくお願いします。
委員	異議なし
会長	それでは、議案第 30 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

18 番 大本 秀子

21 番 金城 早苗